

原義保存期間	5年(令和2年3月31日まで)
--------	-----------------

佐 本 規 制 発 第 8 6 号
令 和 6 年 4 月 2 2 日

各 警 察 署 長 殿

有 効	令和1年3月31日まで
許 可 係	

交 通 部 長

**訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について
(通達)**

駐車許可制度については、佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号。以下「施行細則」という。）に基づき運用しているが、とりわけ訪問診療、訪問看護、訪問介護等（以下「訪問診療等」という。）に使用する車両の駐車許可については、「訪問診療、介護サービス等に使用する車両に係る駐車許可事務の取扱い上の一部改正について（通達）」（令和2年10月1日付け佐本規制発第151号。以下「旧通達」という。）により柔軟な対応に努めてきたところである。

先般、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定。別紙参照。）において、駐車許可事務の簡素合理化の更なる明確化等が決定されたことから、各警察署においては、引き続き、下記のとおり、上記閣議決定の趣旨を踏まえた更なる取組を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 駐車許可の基本的な考え方

道路交通法（以下「法」という。）第45条第1項ただし書の規定による駐車許可は、駐車規制の対象とされる道路の部分に該当する特定の場所に駐車せざるを得ない特別の事情がある場合において、当該特別の事情への配慮の必要性和駐車規制の必要性和を比較衡量し、前者が後者を上回るときに行うものであり、駐車に係る用務の態様により許可の対象が画一的に定まるものではない。

一方、訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可事務については、訪問診療等の社会的な重要性が増す中、きめ細かな対応が求められており、申請書面や添付書類の簡素合理化による申請者の負担軽減に努める必要がある。

したがって、訪問診療等の用務に係る駐車許可申請の受理に関しては、申請に至る事情や用務の内容等を個別具体的に審査した上で許可の適否を判断するとともに、駐車許可の対象となる車両に対しては、簡易かつ迅速に許可できるよう努めること。

2 対象車両

- (1) 医師、歯科医師、助産師、看護師等の医療関係従事者が訪問診療等のために使用する車両
- (2) 訪問介護、訪問入浴介護、居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、居宅介護支援等の利用者の居宅において、日常生活上の世話、療養上の管理及び指導等を行うサービスを提供するために、これらのサービスを行う者が使用する車両

3 申請書類等の簡素合理化

施行細則において、駐車許可の審査の実施要領として、申請日時、申請場所、駐車に係る用務及び駐車可能な場所の有無が示されており、その許可の可否を審査するに際しては、これらの項目について審査を行うところ、添付書面は、これらを疎明するための資料であり、審査する上で必要なものは、提出等を求める必要があるが、その際にも、必要最小限の部数にとどめることや、同一事項について複数の書面に記載させないこととするなど、申請者の負担軽減に努めること。

その上で、訪問診療等の従事車両に係る審査については、特に下記の点に留意し、駐車許可事務の更なる簡素合理化に努めること。

(1) 駐車日時の特定

駐車を許可する日時の特定については、訪問診療等の用務の性格上、申請者においてあらかじめ正確に特定することが困難な場合や緊急の訪問診療等に従事する場合があることに留意し、例えば、

- 訪問診療等事業所の業務時間内（9時から17時までの間）
- 訪問診療等事業所の業務時間内（9時から17時までの間）及び緊急訪問時とするなど、駐車場所付近の交通状況等を勘案した上で、柔軟な対応を図ること。

(2) 駐車場所の特定等

駐車を許可する場所の特定については、申請に係る訪問先を訪問先一覧表や周辺見取図等の提出により特定した上で、「訪問先付近」として許可するなど、許可を受けた者が訪問先付近の交通状況等に応じて、ある程度柔軟に駐車場所を選択できるよう配慮すること。

また、訪問先一覧表や周辺見取図の記載に当たっては、

- 必要以上に詳細なものを求めたり、地図に道路幅員や車両の寸法を記入させることを不要とする
 - 既存の地図等に訪問先の位置が示されている書面で差し支えない
 - 複数箇所をまとめて1枚の図に記載させることを可能とする
- など、申請者の書類作成に係る負担軽減を図ること。

(3) 駐車に係る用務等の疎明

駐車日時や用務を疎明する際、その添付書面として、訪問診療等事業者が保有する訪問計画書、居宅サービス計画、事業指定を示す書面、利用者との契約を示す書面等、訪問診療等事業者が業務を行う際に作成した既存の書面で差し支えないこととし、医師の指示書や訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

(4) 訪問先を追加する場合の提出書類

許可期間内における訪問先の追加については、原則として新たな訪問先一覧表等の提出を求めず、追加する訪問先のみを記載した書面を既存の訪問先一覧表等に添付することで差し支えないこととすること。

4 申請手続き等の合理化

(1) 許可申請の一括受理事等

申請された訪問先が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、可能な限り、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を一の警察署で一括して行うこと。

(2) 緊急やむを得ない場合の申請に係る迅速な対応

夜間や緊急時の対応については、交通部門以外の署員も含め、夜間や緊急時の対応が可能であることを確実に周知した上で当該取扱いがあった際は、不適切な対応をすることのないよう、その手続要領についての教養等を徹底されたい。

5 申請手続き等の周知

訪問診療等に使用する車両に対する駐車許可の申請要領については、各警察署の窓口での広報や自治体等を介する等の方法により対象となる事業者等への周知を図ること。

また、夜間や緊急時の対応についても、申請窓口の設置場所、申請方法、申請に必要な伝達内容や必要書面の送付方法、許可後の対応等の必要事項について、申請者等への周知を確実に行うこと。

6 その他

(1) 駐車許可は、施行細則に基づいて運用されているところ、担当者によって、その取扱いが大きく異なることがないよう、署員に対し十分に理解を浸透させること。

(2) 訪問入浴介護に従事する車両について、車両の使用形態によっては、道路使用許可により対応しているところ、同車両に対する道路使用許可事務に関しても、本通達の趣旨を踏まえた簡素合理化を図り、申請者負担の軽減に努めること。

(別紙省略)